

**海外展開総合支援事業及び事業化チャレンジ道場における  
国内展示会「東京インターナショナル・ギフト・ショー春2021」  
出展に伴うブース装飾等の業務委託**

公益財団法人 東京都中小企業振興公社  
事業戦略部 国際事業課  
総合支援部 城南支社

# 仕様書

## 1 件名

国内展示会「東京インターナショナル・ギフト・ショー春 2021」出展に伴うブース装飾等の業務委託

## 2 出展の目的

東京都中小企業振興公社(以下「公社」という。)は、東京都における中小企業の総合的・中核的な支援機関として、東京都の経済の活性化と都民生活の向上に寄与している。

以上の達成に向けた各種支援事業のうち、販路・取引の拡大等をその事業目的のひとつとする「海外展開総合支援事業」と「事業化チャレンジ道場」にて、共同で「東京インターナショナル・ギフト・ショー春 2021」への出展を行う。

「海外展開総合支援事業」及び「事業化チャレンジ道場」の共同出展によって期待される効果は、次の通りである。

### ① 多様なバイヤー等の来場促進による、出展企業の出展目的達成への寄与

事業を超えて魅力ある公社支援製品を展示することにより、多様性をもった製品展示と、関連する展示製品間の相乗効果を実現し、各出展企業の属性や出展目的に沿った多くのバイヤーの来場促進に繋げる。

### ② 公社ブランド力向上による、「海外展開総合支援事業」及び「事業化チャレンジ道場」双方の事業目的達成への寄与

販路・取引拡大等における、出展企業の各ステージに沿った多様な支援メニューを持つ公社事業を、共同出展の形式をもって訴求することで、伴走型・一貫支援を強みとする公社ブランド力の向上を実現する。

これにより、「海外展開総合支援事業」と「事業化チャレンジ道場」それぞれの事業目的を担保しつつ、公社ブランドに裏付けされた製品力の向上等、更なる事業効果に繋げる。

なお、「海外展開総合支援事業」と「事業化チャレンジ道場」の事業目的は次の通りである。この事業目的を鑑み、委託業務にあたること。

## 1 海外展開総合支援事業 事業目的

国際事業課は、都内中小企業の海外展開を支援するため「海外展開総合支援事業」を実施しており、その一環で、国内外の商社・代理店候補等との商談機会の創出を目的とした展示会出展支援を行っている。

本業務委託は「東京インターナショナル ギフト・ショー春 2021」において来場する海外バイヤー等に対して出展企業及び製品の PR、新規取引先開拓のためにパビリオンを設置し、出展企業と来場者間のビジネスマッチングを促進することで、出展企業と海外バイヤー等の販路開拓を支援することを目的とする。

### ●海外展開総合支援事業ホームページ

<https://www.tokyo-trade-center.or.jp/TTC/index.html>

## 2 事業化チャレンジ道場 事業目的

城南支社では、製品開発から事業化までを一貫してサポートし、継続的な自社製品開発を行う社内体制構築を支援する「事業化チャレンジ道場」を実施している。これは、企画～開発までを取り組む「売れる製品開発道場（初年度）」と、試作～製品化～量産化～販路開拓までを取り組む「事業化実践道場（次年度以降）」にて構成される。

当事業における「事業化実践道場」では、出展企業への「販路開拓支援」の一環として、また、「事業 PR」を通じ中小企業の自社製品開発による自立化に向けた更なる取り組みを喚起するため、「東京インターナショナル ギフト・ショー春 2021」への出展を行う。

### ●事業化チャレンジ道場ホームページ

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/seminar/dojo.html>

## 3 出展展示会の概要

### ●第 91 回東京インターナショナル ギフト・ショー春 2021

(1)開催日: 令和 3 年 2 月 3 日(水)から同年 2 月 5 日(金)までの 3 日間

(2)開催場所: 東京ビッグサイト(西ホール・南ホール・青海展示棟)

(3)展示スペース: 公社借り上げスペース198㎡(22コマ)

(内訳)海外展開総合支援事業 162㎡(18コマ)

事業化チャレンジ道場 36㎡(4コマ)

(4)出展企業: 23社程度

(内訳)海外展開総合支援事業 15社程度

事業化チャレンジ道場 8社程度

(5)展示製品 : 生活用品、伝統工芸品、文具、インテリア小物、衣類など

(6)展示設営日: 令和3年2月2日(火)

(7)展示撤去日: 令和3年2月5日(金)

その他詳細については本展示会公式ホームページ等を参照のこと

●展示会公式ホームページ

<https://www.giftshow.co.jp/tigs/91tigs/>

#### 4 委託内容

1「海外展開総合支援事業エリア」及び「事業化チャレンジ道場エリア」における、共通委託業務「海外展開総合支援事業エリア」及び「事業化チャレンジ道場エリア」にて、共通に行う委託業務は、次の(1)～(7)の事項とする。

なお、「海外展開総合支援事業エリア」及び「事業化チャレンジ道場エリア」にて委託内容が異なる業務は、2及び3の通りである。

##### (1)パビリオンコンセプト

以下コンセプトをパビリオン全体のコンセプトとし、デザインを行うこと。

なお、パビリオン内にコンセプトを掲示する必要はないものとする。

##### ●パビリオンコンセプト 新たなる価値の創造

海外という新市場、また、国内市場にて、未解決の課題を自社製品の展開・開発によって解決し、新たな価値を生み出すこと。加えて、それが自社の価値を高めることを意味する。

##### (2)パビリオンデザイン

①事業目的、展示品目に適したデザインを提案すること

②来場者が全方位から入場し、展示品を網羅できるよう、回遊しやすい動線設計であること

③出展製品の魅力を損なわない、シンプルかつ開放的で、洗練されたパビリオンデザインを提案すること

④これまでのパビリオンデザインや展示方法等の概念にとらわれず、来場促進効果を高める新規性・独自性のあるデザインを提案すること(ハード面、ソフト面を含む)

⑤「海外展開総合支援事業」及び「事業化チャレンジ道場」それぞれの目的達成に向け、デザインの統一性及び回遊性を担保しつつも、エリアごとにコンセプトカラーを変える等、各事業の区分が明確であるデザインとすること

- ⑥隣接出展する「東京ビジネスフロンティア」(事務局:公社)パビリオンと統一感のあるデザインとすること。

なお、「東京ビジネスフロンティア」のパビリオンデザインについては、別紙1「東京ビジネスフロンティアパビリオンデザインについて」を参照すること

- ⑦「海外展開総合支援事業」、「事業化チャレンジ道場」、「東京ビジネスフロンティア」における出展目的の違いを明確にしながらも、両パビリオンの出展事務局が公社であることを来場者が認識でき、それぞれのパビリオンの回遊を促進する仕組みをすること
- ⑧一般社団法人日本展示会協会「展示会業界における COVID-19 感染拡大予防ガイドライン」ならびに公社の指示に沿い、来場者、出展者、運営スタッフ等の感染予防に効果的なデザインとすること
- ⑨木工造作によるデザインを主とし、来場者が目にするデザイン部分にはシステムパネルまたはリースパネルを使用しないこと。本パビリオンで作成した木工造作は、資源再利用の観点より、その後も他のパビリオン造作の際も利活用すること
- ⑩使用資材は、ブース造作に係る展示会の出展規約、また、本委託内容に適するパビリオンデザインを実現する程度のもとし、その目的を大きく超えた華美な資材を選定しないこと
- ⑪陳列台上で LED 投光器を用いて最低750ルクス以上の照度を確保するなど、パビリオン全体として明るさにこだわるデザインとすること
- ⑫混雑する会場において全方位に向け高い視認性を伴うサインをパビリオンに付帯させること
- ⑬バリアフリーに十分配慮し、配線等が人の移動や製品の展示を妨げないこと
- ⑭パビリオンのブースの高さは、視認性を担保しつつも、会場全体の景観を害することのないようにすること
- ⑮サインには公社により定められたブランドロゴ以下3点を使用すること

- 公社 ロゴ



- 海外展開総合支援事業ロゴ

「別紙2 Tokyo SME ロゴ使用ガイドライン」を参照

- 事業化チャレンジ道場ロゴ

「別紙3 事業化チャレンジ道場ロゴ使用ガイドライン」を参照

### (3) 各事業受付エリアデザイン

効率的なブース運営のために必要と思われる備品等を用意すること

### (4) 製品展示スペースデザイン

- ①全ての出展製品が平等に注目されるよう、会場内の動線を意識しながらパビリオンを設計すること

- ②原則、展示品を手に取りやすい高さを意識して各社の展示スペースを設計すること
- ③展示スペースは、全体で W1980 mm×D700 mm程度の収納スペースがある施設可能な展示  
什器を用い、盗難及び損壊のリスクを十分考慮して設計すること
- ④各社の展示スペースに最低限の電力が供給されていること
- ⑤各社の展示台に展示品をライトアップする目的の照明が設置されていること
- ⑥各社の展示スペースには、100V 15A 電源 1口 を設置すること

#### (5)パビリオンの設営及び管理

- ①パビリオンの設営及び撤去は適切な人員で安全に行われること
- ②会期中は必ず会場内に1名以上の人員を配置し、緊急の対応が可能な体制で臨むこと
- ③出展企業の要望に応じて備品の追加・変更や配置の変更が可能であること

#### (6)備品の搬入・搬出作業

「海外展開総合支援事業エリア」及び「事業化チャレンジ道場」の展示会に係る備品を、  
展示会場へ搬入・搬出すること。

- ・運搬容量 : 【国際事業課】段ボール(440 mm×310 mm×220 mm)20 箱程度  
【事業化チャレンジ道場】 ボックス(100cm×10cm×170cm 程度)1 個  
(ボックスチャーター便を使用すること)
- ・搬入時集荷方法: 国際事業課及び城南支社での集荷(集荷の日時については、事前に公社  
と調整すること)  
または、受託者費用負担による宅配にて行うこと
- ・搬入時受取方法: 設営日にパビリオン内にて受け取りを行うこと
- ・搬出時集荷方法: 搬出日にパビリオン内にて集荷作業を行うこと
- ・搬出後受取方法: 2月8日(月)までに、国際事業課及び城南支社にて受け取りが行えるよ  
う、受託者費用負担にて配送をすること

#### (7)その他

- ・上記に記載のない事項については同展示会の出展規約に則り設計・デザインすることとし、  
都度、公社と協議のうえ実施する
- ・必要に応じて、事前に施工図、色見本・サンプル材を提出し、公社の承認を受けること  
特に、色調・材質に関しては、詳細に打ち合わせをすること

## 2「海外展開総合支援事業エリア」における委託業務

### (1)パビリオンデザイン

ターゲットとする海外バイヤーへの訴求力が高いブースデザインとすること

### (2)受付エリアデザイン

以下①②③④のスペースを設けること。

#### ①施錠可能なストックルーム(3㎡程度)

#### ②受付兼公社事業 PR スペース

- ・受付スペース(2㎡程度)を含むこと
- ・ノベルティやチラシを10種類前後配布するスペースとして設計すること(ノベルティは公社が用意すること)
- ・100V 15A 電源 2口に加え、ゴミ箱 1個、椅子またはスツール 2脚を設置すること

#### ③越境 EC プロモーション支援事業 製品展示スペース

本スペースは、公社が出品する越境 EC サイトに出品している支援製品(生活雑貨系製品 10製品ほど)を展示するとともに、同サイトをモニターまたはタブレットにて閲覧できるスペースとする。本スペース内には、以下設備を設置すること

- ・100V 15A 電源 2口
- ・インターネット接続設備
- ・モニター及びタブレット
- ・越境 EC プロモーション支援事業の事業説明を、A0サイズ以上、壁面に効果的にデザイン及び印刷すること(写真原稿や社名等データは公社より支給)

#### ④海外展開総合支援事業 サンプル製品展示スペース

海外展開総合支援事業における支援製品(生活雑貨系製品 10製品ほど)のサンプルが展示可能なスペースを用意すること。また、本スペース内には、以下設備を設置すること

- ・100V 15A 電源 2口
- ・海外展開総合支援事業の事業説明を、A0サイズ以上、壁面に効果的にデザイン及び印刷すること。(写真原稿や社名等データは公社より支給)

### (3)製品展示スペースデザイン

#### ①出展企業 1社につき9㎡程度のスペースが割り振られていること

#### ②各社の展示スペースには、100V 15A 電源 1口に加え、以下の備品を必ず設置すること

- ・卓上カタログスタンド 1個 (A4サイズのチラシが縦置きで配架可能なもの)
- ・椅子またはスツール 2脚 (展示台の高さに合わせたもの)

#### ③各社の展示スペースの壁面や展示台に対し、展示品の写真・画像及び出展者名を効果的に印刷すること

なお、壁面印刷はパビリオンが混雑した際も印刷物内容が視認できるよう、下辺の高さを1100 mm以上とし、壁面の高い位置まで印刷を行うこととする。(写真原稿や社名等データは公社より支給)

- ④各出展企業共用の商談テーブルセットを、3～4組設置すること

#### (4)A4 チラシのデザイン及び制作

- ①出展品すべてに対しA4 両面 4色刷り(日/英)の販促チラシを作成すること
- ②原稿及び画像データは公社が入稿するものを使用することとし、ブースデザインに合った紙面デザインを受託決定後に公社と相談のうえ、提案すること
- ③数量等詳細は別紙 4「海外展開総合支援事業 販促物仕様一覧」を参照のこと

#### (5)出展者勉強会の企画・運営

海外展開総合支援事業パビリオンデザイン出展企業が、出展効果をより高めるための展示方法、接客方法、展示会後のアフターフォロー等について学べる「出展者勉強会」の企画・運営を行うこと。出展者勉強会は、全体セミナーと出展者個別相談会にて構成することとする

なお、同出展者勉強会は、公社が実施する「出展者説明会」と同日に開催し、開催日及び開催方法は公社と協議のうえ、決定すること。勉強会は、3日間程度開催(全体セミナーは3日間とも同じ内容とする)し、会場及び備品は公社が用意する

### 3「事業化チャレンジ道場エリア」における委託業務

#### (1)パビリオンデザイン

- ①出展製品の市場調査及びモニタリングが効果的に行えるデザインとすること
- ②通路からも展示品が容易に視認でき、来場者が入りやすいデザインとすること

#### (2)受付エリアデザイン

- ①W 1200 mm×D 450 mm程度の受付台を設置すること
- ②100V 15A 電源 2口は必ず設置すること
- ③事業化チャレンジ道場のロゴマークや事業説明の内容を受付エリア又は展示スペースの壁面に効果的にデザインし、印刷すること。なお、サイズはA0以上とし、通路から容易に視認できるサイズとすること

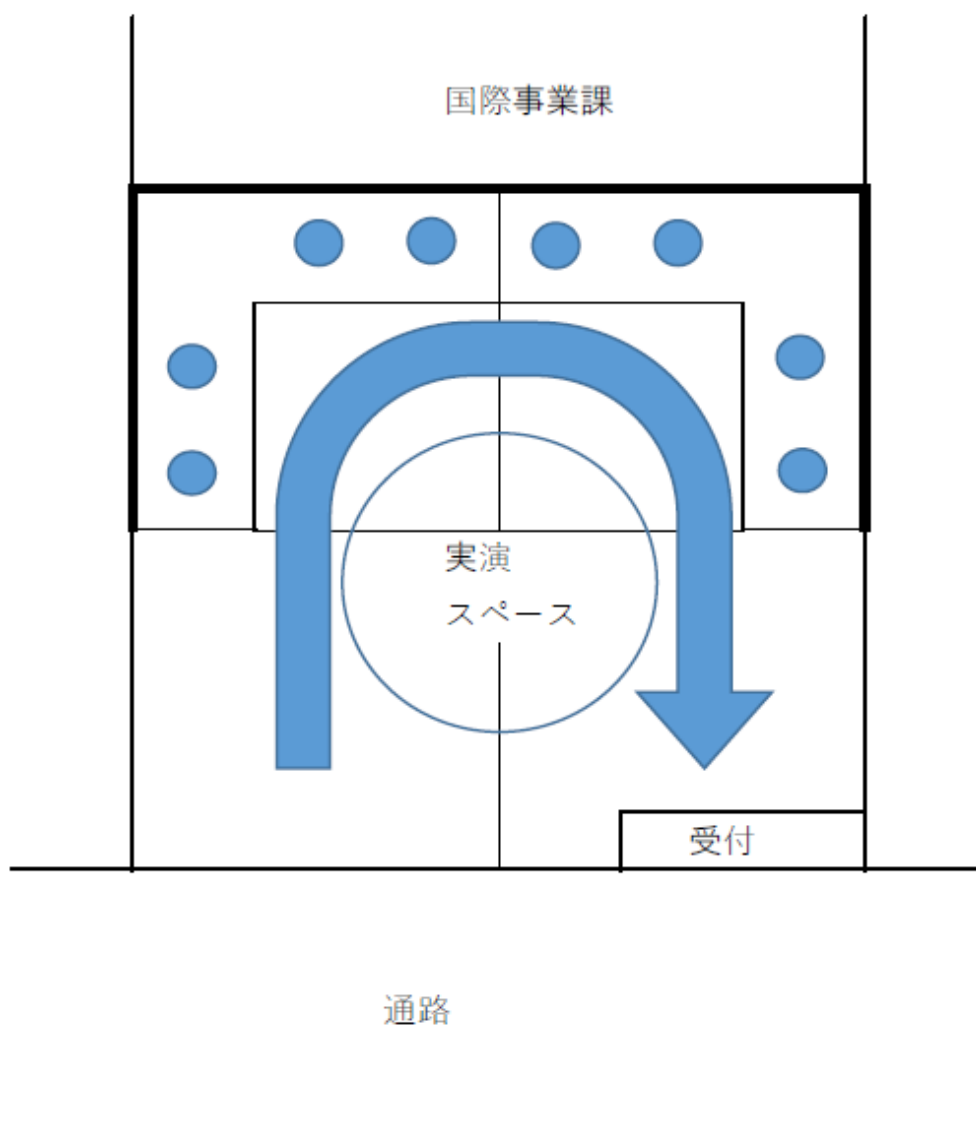
#### (3)製品展示スペースデザイン

- ①展示製品数は最大8社程度とし、展示製品決定後、担当者と協議のうえ、その製品特徴に合った展示スペースをデザインすること



- ②来場者がブース内のすべての展示品を見て、アンケートに回答することを促すような展示スペースのデザインとすること
- ③製品説明用の A0 サイズのパネル 8 枚程度を掲示できるスペースを壁面に確保すること  
なお、A0 パネルの作成は本委託業務内容に含まないこと
- ④来場者の導線を阻害せず、視認性を考慮した看板をブースのメイン通路側の上面に設置すること
- ⑤製品を安全に体感できるようなデモスペース(3m×3m 程度)を設けること

事業化チャレンジ道場ブース イメージ図



#### (4) 展示についてのアドバイス

- ① 12 月中に事業化チャレンジ道場事務局が開催する出展者説明会に参加し、各企業に対して個別に展示方法についてアドバイスを行うこと
- ② アドバイスの際には、ブース全体のバランスを考慮すること

#### 5 応募資格要件

受託業務を効果的かつ効率的に実施することができる者であり、受託事業を的確に遂行するに足りる能力を有し、以下(1)～(4)の要件を全て満たす者

- (1) 日本国内に事務所等を設置していること
- (2) 東京都暴力団排除条例(平成23年3月18日東京都条例第54号)に定める暴力団関係者または東京都が東京と契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者(ただし、排除措置期間中に限る)でないこと
- (3) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと
- (4) 東京都における平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、営業種目「営業種目:120 催事関係業務」で登録があり「C」以上に格付けされているものであること

#### 6 委託業者選定・契約の流れ

以下(1)から(7)の記載内容に基づき委託業者の選定及び契約を行う

##### (1) 受託希望者の提出書類

受託希望者は、「ビジネスチャンス・ナビ2020」を經由して案件受付期間内に下記5点をビジネスチャンス・ナビ2020上から提出するものとする

- ① 希望票(様式1)
- ② 国内展示会出展に伴う業務委託運営実績等記入一覧表【様式2】
- ③ 東京都の「平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し
- ④ 東京都の「平成31・32年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し
- ⑤ 印鑑証明書の写し

##### (2) 指名通知

公社は、受託希望者から提出された提出書類に基づき、「ビジネスチャンス・ナビ2020」上で指名通知を行う

##### (3) 質疑応答

本件について質問がある場合は、必ずビジネスチャンス・ナビ2020上から質問すること  
回答は、同様にビジネスチャンス・ナビ2020経由で行うものとする。電話・口頭による質問は公

平性の観点から受け付けないこととする

(4) 入札書及び提案書類等の提出

受託者希望者は下記「8提出書類 ①～⑤」を案件入札期間内にビジネスチャンス・ナビ2020上から提出すること

(5) 審査会の実施

案件入札期間内に提出された書類を基に公社は審査会を実施する

(6) 受託業者の決定

公社は、審査結果を速やかに受託者へ通知する

(7) 委託契約の締結

公社及び受託者は速やかに打ち合わせを行い、委託契約の締結に向け準備すること

公社は委託契約書類を2部作成し、受託者が記入・押印をしたのちに公社が記入・押印することで契約を締結する

## 7 納期・履行期間

契約締結日の翌日から令和3年2月5日(金)まで

## 8 提出書類

以下①～⑤を作成し、提出すること。ただし、図面やイメージ図はA3を使用すること

なお、書類には応募者名が分かるよう表記をしないこと

### ①入札書

### ②内訳書

必要経費の内訳を項目ごとに詳細に積算したうえで、総額を計上すること

### ③パビリオン全体デザイン及び施工図面(平面図・立体図) 1案

・パビリオンデザインでは、以下構成項目を提案すること

なお、各項目における提案内容についても、合わせて記載すること

●「パビリオン全体デザイン」における構成項目

構成項目	各項目における提案内容
①パビリオンデザイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パビリオンデザインのねらい</li> <li>・商談招致に向けた取り組みについて</li> <li>・パビリオン全体イメージ図</li> <li>・パビリオン施工図面(平面図・立体図)</li> <li>・使用素材</li> </ul>
②各事業受付エリアデザイン ②-1 海外展開総合支援事業 ②-2 事業化チャレンジ道場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業受付エリアデザインのねらい</li> <li>・事業 PR 効果を高める工夫について</li> <li>・各事業受付エリアデザインイメージ図</li> <li>・各事業受付エリア施工図面(平面図・立体図)</li> <li>・使用素材</li> </ul>
③各事業出展者ブースデザイン ③-1 海外展開総合支援事業 ③-2 事業化チャレンジ道場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出展者ブースデザインのねらい</li> <li>・製品の魅力を訴求する工夫について</li> <li>・各事業出展者ブースデザインイメージ図</li> <li>・各事業出展者ブース施工図面(平面図・立体図)</li> <li>・使用素材</li> </ul> <p>※ブースデザインにバリエーションがある場合、図面はそれぞれ準備すること。</p>

④海外展開総合支援事業 出展者勉強会企画内容 1案

⑤展示会パビリオンデザイン受託実績

これまで受託した展示会のパビリオンデザインにおいて、代表的な実績を2~3つ提出すること  
 なお、出展展示会の開催年月日、デザインの狙いと効果、パビリオン全体デザイン、製品展示スペースデザインが分かる様式を用いること

9 別添資料一覧

別紙 5-2 は契約締結時に提出すること。また、別紙 5-3 は契約時必要に応じて提出すること。

別紙 1 東京ビジネスフロンティアパビリオンデザインについて

別紙 2 Tokyo SME ロゴ使用ガイドライン

別紙 3 ブース造作における事業化チャレンジ道場ロゴ使用基準

別紙 4 海外展開総合支援事業 販促物仕様一覧

別紙 5-1 個人情報及び機密情報に係る標準特記仕様書

別紙 5-2 業務の推進体制に関する届(新規/変更)

別紙 5-3 再委託申出書

## 別紙 6 暴力団等排除に関する特約事項

### 10 所有権・著作権の帰属

本委託業務に関して受託者が作成した成果物に係る所有権は公社に帰属するものとし、すべての著作権(著作権法第 27 条(翻訳権、翻案権等)及び第 28 条(二次的著作物に関する原作者の権利)を含む)を、納品時に公社に譲渡すること。また、公社及び公社が指定した者に対し著作権者人格権を行使しないものとする

当該成果物は、国内外における第三者の産業財産権、著作権、不正競争防止法及びその他の関係法令に抵触しないこと

なお、上記譲渡及び不行使の対価は契約金額含まれる

### 11 契約情報の公表

公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約(官公庁との契約や競争入札に適さない契約等)のすべて及び契約金額が 250 万円以上の契約案件を以下のとおり公表する

#### ①公表項目

契約方法(競争・独占・緊急・少額または特定の区分別)、契約種別(工事・委託・物品等の区分別)、契約相手方の名称、契約金額

#### ②公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年 1 回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表する

なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後 14 日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができる

### 12 委託業者決定スケジュール

原則、下記スケジュールに基づき入札を実施する

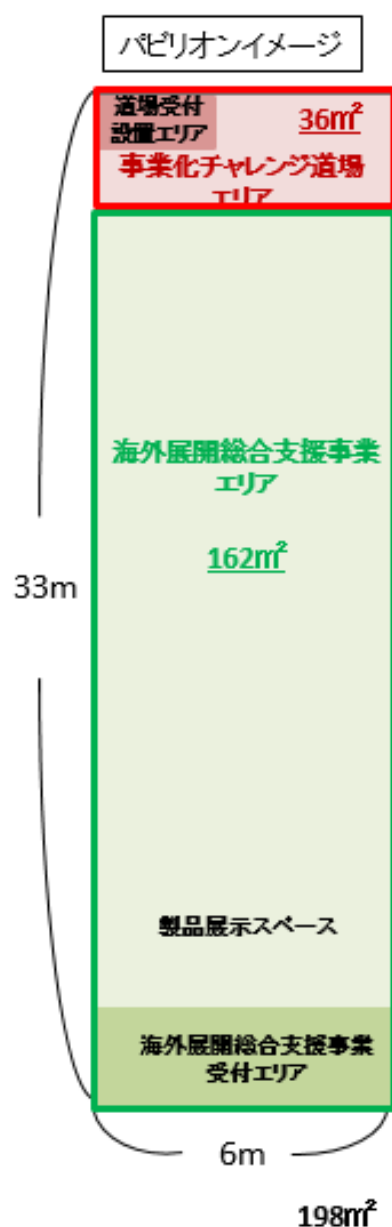
公示期間	10 月 7 日(水)10 時 00 分～入札締切
質問受付期間	10 月 7 日(水)10 時 00 分～10 月 12 日(月)12 時 00 分
希望票受付期間	10 月 7 日(水)10 時 00 分～10 月 14 日(水)16 時 00 分
指名通知予定日	10 月 19 日(月)
質問受付期間	10 月 19 日(月)10 時 00 分～10 月 23 日(金)12 時 00 分
案件入札期間	10 月 30 日(金)10 時 00 分～11 月 2 日(月)16 時 00 分
契約者決定通知予定日	11 月 12 日(木) 16 時 00 分

### 13 連絡先

公益財団法人東京都中小企業振興公社 事業戦略部 国際事業課 清水・小泉  
電話 03-5822-7241 FAX 03-5822-7240 メール [c-koizumi@tokyo-kosha.or.jp](mailto:c-koizumi@tokyo-kosha.or.jp)

## ギフト・ショー春2021出展イメージ(平面) 及び備品一覧【概要】

詳細については、仕様書内記載内容を確認すること。



### 【事業化チャレンジ道場】

#### 受付エリアデザイン

- ①W 1200mm×D 450mm程度の受付台を設置
- ②100V 15A 電源 2口は必ず設置
- ③事業のロゴマークや事業説明の内容を受付エリア又は展示スペースの壁面にデザイン・印刷すること(サイズはA0以上。通路から用意に視認できるサイズとすること)

#### 製品展示スペースデザイン

- ・各社の展示スペースには、100V 15A電源1口、展示台をライトアップする目的のライト(LED投光器 750ルクス以上程度)が設置されていること
- ・来場者がブース内のすべての展示品を見て、アンケートに回答することを促すような展示スペースのデザインとすること
- ・製品説明用のA0サイズのパネル8枚程度を掲示できるスペースを壁面に確保すること
- ・来場者の導線を阻害せず、視認性を考慮した看板をブースのメイン通路側の上面に設置すること
- ・製品を安全に体感できるようなデモスペース(3m×3m程度)を設けること

### 【海外展開総合支援事業】

#### 受付エリアデザイン

- ①施錠可能なストックルーム(3m<sup>2</sup>程度)
- ②受付兼公社事業PRスペース
  - ・受付スペース(2m<sup>2</sup>程度)があり、ノベルティやチラシを10種前後配布するスペースとすること
  - ・100V 15A 電源 2口に加え、ゴミ箱 1個、椅子またはスツール 2脚を設置
- ③越境ECプロモーション支援事業 製品展示スペース
  - ・支援製品(生活雑貨系製品10製品ほど)を展示し、且つ、同サイトをモニタまたはタブレットにて閲覧できるスペースとする
  - ・100V 15A 電源 2口を設置すること
  - ・インターネット接続設備を設置すること
  - ・モニタ及びタブレットを設置すること
  - ・事業説明を、壁面にデザインおよび印刷すること
- ④海外販路開拓支援事業 サンプル製品展示スペース
  - ・生活雑貨系製品10製品ほど)のサンプルを展示するスペースとする
  - ・100V 15A 電源 2口wp設置すること
  - ・事業説明を、A0サイズ以上、壁面にデザインおよび印刷すること

#### 製品展示スペースデザイン

- ①出展企業1社につき9m<sup>2</sup>程度のスペースが割り振られていること
- ②各社の展示スペースには、以下の備品を必ず設置すること
  - ・100V 15A 電源 1口、展示台をライトアップする目的のライト(LED投光器 750ルクス以上程度)
  - ・卓上カタログスタンド(A4サイズのチラシが縦置きで配架可能なもの)
  - ・椅子またはスツール 2脚 (展示台の高さに合わせたもの)
- ③各社の展示スペースの壁面や展示台に対し、展示品の写真・画像及び出展者名を効果的に印刷すること
- ④各出展企業共用の商談テーブルセットを、3~4組設置すること